

船舶公園法案特別委員會議事速記録第二號

付託議案

○特別調達廳法案

昭和二十二年三月三十一日(月曜日)
午後二時二十九分開會

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは開會致します、只今此の委員會に付託になりました「特別調達廳法案」の審議を開始致します、初めに大臣の御説明を願ひます

○國務大臣(田中萬逸君) 只今議題と相成りました「特別調達廳法案」に付きまして、提案の理由並に其の趣旨に付て御説明申し上げます、聯合國の必要とする建造物の設備、建物設備等の修理に關しては、現在聯合國側の要求に基づき、戦災復興院及び終戦連絡中央事務局所管の下に、國內の業者と契約して、之を實施せしめ、聯合國の要求する物資、勞務其の他の役務に付きましても、是等の官廳に於て其の所管を分ち、それら之が調達に當つて居るのであります、而して之が爲に終戦連絡中央事務局に於ては、特に設置部を設け、戦災復興院に於ては特別建設局を置くと共に、地方機構としては、都道府縣に必要な人員を配置しあるの外、樞要の地には終戦連絡地方事務局並に戦災復興院特別建設出張所を配してあります、従つて是等の各系統の種種な官廳が聯合國の需要する總ての調達業務を分割して管理致して居ります結果、此の間能率上に於ても、經濟上に於ても、失ふ所がなきにしも非ざる實情でありまして、是等の機構の中、特に實施部門の一元化を圖りますこと

は、當方としての利益であるばかりでなく、聯合國に於ても頗る便宜とする所であり、豫て其の希望は種々の機會に表明せられて居つたのであります、仍て今回政府は、是等の點を考慮致しまして、本法案を提案致した次第であります、今、本法案の概要を申述べまするならば、第一に特別調達廳の目的は第一條に定むる如く、聯合國の需要する建造物及び設備の營繕並に物資及び役務の調達に關する業務であつて、主務大臣の指定するものを行ふことである、差當りと致しましては、聯合軍の行ふ設備工事の契約其の他の業務、聯合國需品の調達、聯合軍の需要する勞務其の他の役務の調達及び聯合軍關係設置に伴ふ設計調査等の業務を指定する豫定あります、第二に、特別調達廳の組織と致しましては、之を政府機關から獨立した法人と致して、之を府縣から獨立した法人と致して、之を府縣と契約を締結し、政府の委託を受けて政府に屬すべき財産を所有、保管する等、所謂法律行為を爲すことが出来る次第であります、是等の點に付きましては、曩に本院に提案になりました各種公園法に依る公園と同様であります、特別調達廳の特異な性格として、基本金又は運営資金等を保有することなく、其の支拂は總て國庫に於て、議會の議決を経た豫算の中より支辨することになつて居るのであります、第三に、特別調達廳の機關として、總裁、副總裁、理事、監事を役員として置き、此の外に必要な職員を

置くのであります、總て役員及び職員は之を官吏其の他の政府職員とする、こと、各種の公園と同様であります、第四の監督に關しましては、一般的には内閣總理大臣の監督に屬します、が、各種の業務に付ては、尙各主務大臣が所管に應じて監督權を行使する管であり、特別調達廳の成立に依りまして、從來各廳の所管して居りました實施業務は一元的に此の機關が行ふこととなり、各官廳は調達の基本的計畫と、實施に關する監督とを司掌する態勢となる譯であります、又政府と致しましては、本法人の業務の性質上、役職員には出來得る限り民間有能の士を擧げ、其の實際的經驗並に知識、技術等の活用を圖り、創意と工夫とを効果的に事業の上に反映せしめ、業務の圓滑なる推進と、能率的な運用を期して居る次第であります、尙本法案は、衆議院に於て一部修正されましたが、此の點に關しましては、政府と致しましては、速かに協賛を與へられむことを切望致します

○委員長(伯爵後藤一藏君) 御質疑がございませう、

○竹中藤右衛門君 此の業務の範圍を今承りますと、大變廣汎なやうであります、そこで第一に承りたいことは設計調査のみに終るのですか、例へば工事で申しますと、さう云ふものを入札に付して契約をする迄が含まれて居りますやうにも思はれますが、其の點は如何でありますか

○政府委員(大橋武夫君) 竹中さんに御答へ致しますが、此の特別廳に於きましては、單り設計調査ばかりでなく指定工事に付きましては、工事の契約並に事後の契約履行に對する業者の監督と、又工事上の資材の配給等、從來復興院の特別建設局に於て實施致して居りました業務の大部分を實施することに相成る見込でございます

○竹中藤右衛門君 資材の面も一語に含んでおやりになると思ひますが、木材なども一切此の方で御扱になるのですか

○政府委員(大橋武夫君) 資材の中、どの程度のものか此處で一括して扱はれるかと云ふことに付きましては、何分實施は聯合國便益の爲にするものでありますから、本法成立後聯合軍側と十分協議の上、定めなければならぬのでございますが、木材に付きましては、只今迄の交渉の經過に於きましては、大體入ると、斯う云ふ風に承知致して居ります

○竹中藤右衛門君 今日迄も、どうも資材が商工省とか或は農林省の所管であるとか、色々分れて居る爲に、非常な不便を感じて居るのでありますが、斯う云ふ機關が出來まして、一元的にさう云ふものが、こちらに於て、色々調達なり御用意が出来ることは非常に結構であります、どうか此の建設に關する資材に對しましては、一元的に御扱になるやうに、一つ是非、さう云ふ御構想の下に御進めを願ひたいと思ひます、是が他省に跨つて、さうして其

の方から一々我々が又支給を受けるとか何とか云ふことでは、十分なる効果が發揮出来ないと思ふのであります、其の點に付きまして、さう云ふやうな御考であるかどうかと云ふことを承つて置きたいと思ひます

○政府委員(大橋武夫君) 只今竹中さんの御質問になりました線に沿つて、構想を凝らして居る次第でございます

○中村藤兵衛君 此の特別廳の仕事は、只今竹中君からも御聽になつたが、一條に「聯合國又は政府の需要する建造物及び設備の營繕並に物資及び役務の調達に關する業務」とあります、が、今大臣の御説明に依ると、差當つて聯合國のだけを御やりになるやうですが、「又は政府の」とありますのは、是は無論日本政府のことと思ひますが、之もやるの、でございますか

○政府委員(大橋武夫君) 是は大臣から御説明申し上げました通り、本特別廳の場合に於きましては、將來必要と云ふことを豫想致して第一條が規定せられて居るのです、併しながら差當りのことと致しましては、目下政府と致しまして、最も大きな負擔となつて居ります聯合國に關する工事を、此の調達廳に委託せしめる、斯様な趣旨でございます

○中村藤兵衛君 「營繕並に物資及び役務」とある、是は何でもかんでも、營繕ならばどんな大きなものでも小さなものでも、物資に付ても、どんな澤

第四部第二十四類 船舶公園法案特別委員會議事速記録第二號 昭和二十二年三月三十一日【貴族院】

山な物でも、少しの物でも、全部此の特別調達廳を通すと、斯う云ふ御趣旨でありませうか、或は一定の範圍のものだけはやるけれども、細かいものは別だと云ふ風な、何か取り除けてもありませんか

○政府委員(大橋武夫君) 「營繕並びに物資及び役務」の調達の中、少くとも營繕に關しましては、聯合國の需要するものである限り、總て此處を通るやうになるものと思ひます。尚役務の範圍に關しましては、進駐軍側の希望もございませうので、今後尙交渉の上、其の範圍が具體的に定められると居つて居ります

○中村藤兵衛君 第四章の「會計」の所で、調達廳の收入と言ひますか、支出と言ひますか、それ等のことはどう云ふ國の預算で行くのか、何か此の法人の收入と云ふものが別にあるのでありますか、又經費はどう云ふ風な所から出して行くのでありますか、ちよつと只今議案を受つたばかりで能く讀んで居りませうけれども、御説明を煩したいと思ひます

○政府委員(大橋武夫君) 本法案の第三條に「特別調達廳は、基本金又は運營資金を有しない。その一切の建造物、設備及び物資(以下物という)又は役務に對する支拂は、その物若しくは役務を需要し、又はこれが支拂の責に任ずる各廳關係の議會の議決を経た豫算のうちからこれをする」と、斯様な規定がございまして、此の法人が聯合國側の爲に調達した色々な物に對する對價と云ふものは、直接國庫から業者に對して支拂はれるやうに相成る譯でございませう

○中村藤兵衛君 只今の御説明で分りました、それで此の特別調達廳の役員員の經費とか、それ等のものはどうなりますか

○政府委員(大橋武夫君) 役員員の經費は、第十四條の第一項に於きまして、「特別調達廳の役員員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。」と、斯様な規定がございませうので、是等に對する給與は、政府の別の豫算の中に含めまして、國庫から直接に支拂はると、斯う云ふことにすることに相成つて居ります

○竹中藤右衛門君 此の特別調達の規模と云ふものは、餘程大なものになりはしないかと考へますが、どの位の規模になるものでございませうか

○政府委員(大橋武夫君) 只今豫想せられて居ります所では、復興院の特別建設局の大部分、終戦連絡中央事務局の設置部の一部分、それから兩系統の官廳の地方機關と致しまして、全國樞要の地にございませう。終戦復興院特別建設出張所、終戦連絡地方事務局の一部分、是等が中央官廳並に其の機關から、直接此の法人に移管されるものでございませう。尙戦災復興院關係の地方廳職員と致しまして、都道府縣に特別建設課或は類似の名稱を持ちました課が出来て居る所もございませうし、又課迄至りませうとも、必要な人員を配屬致して居るものもございませうが、是等の事務の大部分は此の法人に移管せられます。尙從來戦災復興院及び終戦連絡事務局に於きまして、物資を民間から蒐集させる爲に、交易營團の需品局と云ふものを利用して居つたのであります。此の需品局は政府と生産者との間に立ちまして、必要な物資を調達致して居つたのでございませう

○竹中藤右衛門君 此の特別調達の規模と云ふものは、餘程大なものになりはしないかと考へますが、どの位の規模になるものでございませうか

○政府委員(大橋武夫君) 理事の數に付きましては、今後進駐軍と十分に連絡を取りまして、具體的に此の方針で實施されるやうな事項を確定致しました上、必要に應じて定めたいと思ひますが、相當な數に上るのではないかと豫想して居ります

○朽木嘉郎君 總裁及び副總裁各一人と今の御話にありましたが、其の總裁、副總裁、理事はどう云ふ方面から御選ばれる御考でせうか、先程の大臣の御説明では、民間の練達之士を御選ばれるやうですが、大體どう云ふ御方針でございませうか

○政府委員(大橋武夫君) 此の總裁、副總裁、理事等の具體的な人選は目下勿論用意されて居りませぬ、大體の方針としては、是等の事務全體を見ますと、一部は官廳事務を其の儘移管され、又一部は民間の事務が法人に移される部分がありますので、十分に此の全般を見渡しまして、それに適應した人選をして行くことと相成ると

が、此の機構は全部此の法人に統合されることに相成ると思ふのでございませう、尙交易營團類似の業務に従事致して居りました一部の民間會社の業務も、實質的に應じて此の法人に統合されるものが相當あるのではないかと、斯う云ふ風に予想致して居ります。併しながら建設關係の工事請負業者であるとか、或は物資の生産業者であるとかと云ふやうなものは、此の機構の中に居ることはないと斯う云ふ風に考へて居ります

○朽木嘉郎君 第二章の「役員及び職員」で、理事は二名以上と云ふことになつて居りますが、幾人になさる御考でございませうか

○政府委員(大橋武夫君) 理事の數に付きましては、今後進駐軍と十分に連絡を取りまして、具體的に此の方針で實施されるやうな事項を確定致しました上、必要に應じて定めたいと思ひますが、相當な數に上るのではないかと豫想して居ります

○朽木嘉郎君 總裁及び副總裁各一人と今の御話にありましたが、其の總裁、副總裁、理事はどう云ふ方面から御選ばれる御考でせうか、先程の大臣の御説明では、民間の練達之士を御選ばれるやうですが、大體どう云ふ御方針でございませうか

○政府委員(大橋武夫君) 此の總裁、副總裁、理事等の具體的な人選は目下勿論用意されて居りませぬ、大體の方針としては、是等の事務全體を見ますと、一部は官廳事務を其の儘移管され、又一部は民間の事務が法人に移される部分がありますので、十分に此の全般を見渡しまして、それに適應した人選をして行くことと相成ると

思ひます、只今どの程度の比率で民間、官廳側から採用するかと云ふことは申上げ兼ねるかと思ひます

○竹中藤右衛門君 調達廳は資金を持つたないやうであります、工事費の支拂に付ては前渡金と云ふやうなものがあつて、特に便宜を圖る趣旨の下に、さう云ふ制度もありませんが、調達廳でどう云ふ手續で御出しになりますか、非常に手續が遅れるやうなことになる處はないでせうか、如何でございませうか

○政府委員(大橋武夫君) 工事費の前渡し、又は支拂に付ての手續は、今後尙大藏省と十分に相談の上、具體的に決めることになる次第であります、只今私共の豫想して居ります所では、從來戦災復興院並に終戦連絡事務局に於て支拂つて居つたと略々同じやうな手續で支拂はれることと思ひます、唯併し今後は、總て政府の豫算に依つて拘束されることに相成る結果、從來より一層金融界方面の協力を仰ぐ外、政府と致しましては、前渡金制度を活動に運用して行くことに依つて、工事の請負業者の金繰りに不自由を感じさせない注意が必要だと思ひます

○竹中藤右衛門君 もう一つ伺ひたいことは、資材は矢張り此の調達廳に於て御買になつて、それを業者に支給する形になるのですか、或は主要なるもののみをさうやって、細かいものはどう云ふ風になさいますか

○政府委員(大橋武夫君) 理想と致しましては、資材は出来るだけ官給で行きたい、それが政府の負擔致します工事費を節減する所だと思つて居ります、併しながら實際的には現在の經濟界の實情から考へまして、此の調達

廳から支給される物資の割合は、現在とさう變らないのではないかと云ふ風に思つて居ります

○竹中藤右衛門君 特別調達廳では、技術者を多く入れなければならぬと思ひますが、事務系統と違ひまして、技術系統は餘程待遇其の他に於ても御考慮にならないと良い人が集らないと思ふ、此の點に付ては、十分當初から特別の御考慮を戴きたいと云ふことを希望して置きます、それから先刻伺ひますと、是は大變大きな規模のやうに考へられますが、其の總裁が次官級で宜いでせうか、如何でせうか、何か知ら、ちよつともう少し此の規模に對しては高く御考にならなければならぬと思はれますが、如何でせうか

○政府委員(大橋武夫君) 總裁は次官と同格又は同格となつて居ります。點は、他の公團と同様でありまして、所謂格の高いと申しますと、大物と申しますか、さう云ふ既成的な大物觀念よりも、寧ろ實質的な手腕力量さう云ふものを主にして人選をして行く、斯う云ふ趣旨で、斯様な規定に相成つて居ります

○朽木嘉郎君 設立委員は幾人位置される御豫定でありますか、又どう云ふ人選の御豫定でありますか

○政府委員(大橋武夫君) 設立委員に付きましては、關係の方面が極めて廣範圍でございませうので、人數は相當の人員になると考へて居りますが、尙色々な方面と打合せの必要上、具體的に今人數を申上げる程度に至つて居りませぬ、其の人選致します範圍と致しましては、關係の事務の實情に明るい民間の方面からも多數御願ひしなければならぬと、斯う云ふ風に豫想して居

る御豫定でありますか、又どう云ふ人選の御豫定でありますか

ります
○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記を止めて
午後三時一分速記中止

午後三時二十一分速記開始

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは速記を始め下さい

○竹中藤右衛門君 何時頃、是はスタートなるのですか

○政府委員(大橋武夫君) 急いでやりまして五月以後、斯う云ふ風に今豫想致して居ります

○伯爵金子武賢君 五月頃と仰しいましたが、各種公園の設立時期が大體打合せで、五月頃と云ふことになつて居るのでございませうか

○政府委員(大橋武夫君) 此の特別調達廳は別に他の公園と足並を揃へる必要はないと思つて居ります、五月頃と云ふのですが、實際上それ迄に準備の都合上、其の位の時日を要すると思ひます、殊に官廳事務を相當移管致します關係上之が準備には、他の公園以上に時日を要することと思つて居ります

○伯爵金子武賢君 それでは田中國務大臣に一つ御考へ置きを願ひたいのであります、價格調整公園は五日に人事を全部決めて、十日に發足すると言つても、實際出來ないと思ふのであります、或會社の引繼ぐ所へ看板を掛けると言つて、一事務官が命令を出して來て居るのでございませう、價格調整公園の準備室と云ふ看板を掛けて、お前の所をやつて居れ、俺の所では五日に人事が決つて十日に發足するのだから、それ迄に看板を掛けて、そこで人間も大體決めてやつて居れ、斯う云ふことを部長の命令でもなく、

次長、命令でもなくして、一事務官がさう云ふことを申して、看板を掲げてやつて居ると云ふやうなことがあるのであります、今日兩院を通つて五日に人事が決つて十日に發足、それだけの手数を使つて、そんなに早く御出來になるのでございませうか

○國務大臣(田中萬逸君) 特別調達廳の方は、會期の切迫した此の際に皆様の御審議を願はなければならぬやうな羽目になりましたのは、誠に是は私共として恐縮致して居ります、十分他の公園とも、其の他の事柄と云ふものを對照しまして、左様の御非難も御心配もないやうに進みたいと、斯様に思つて居ります、どうぞ此の點御了承御願ひ致します、御意見のある所は十分尊重致します

○伯爵金子武賢君 それではさう無理をしてやらぬやうに各公園の設立の御方針を、此際國務大臣として御徹底になるやうに、一つ御願ひ致したいと思ひます

○國務大臣(田中萬逸君) 承りました、竹中藤右衛門君、私、ちよつと國務大臣に御尋を致したいのですが、特別調達廳と云ふのは、何か特別建設廳とでもした方が、大體仕事の何は進駐軍の工事が主なのでありますから、何か特別建設廳とでもした方が宜いやうに思はれるのですが、豫て政府は建設省を設けようと思ふやうな御意見もあつたやうであります、何か知らん是が一つの前提をなすべきものやうにも思はれるのですが、實は先刻御尋ね致しました總裁なども、建設省として最も大きな人が要請されるのではないかと云ふやうな意味で御尋ねした次第であります、さう云ふ點に付て將來之を

建設省にでもなさうと云ふやうな御考はないのでせうか

○國務大臣(田中萬逸君) 御答へ致します、此の建設省とは自ら異なりした所以のものは、勞務其の他の調達も致さなければならぬ、單に建設のみではないのであります、其の點御了承願ひます、それから建設省のことに付きましては、是は近き將來に於て具體化するかも知れない、何としてH・Qに對する勞務或は建設其の他のことも一元化を圖らなければならぬ、急に此の申入れがありまして、此の法案を御審議願ふことになつたやうな次第であります、左様御了承を御願ひ致します

○委員長(伯爵後藤一藏君) 他に御質疑はございませぬか……皆様の御質疑がなければ、私ちよつと伺つて見たいと思ひます、之の全體の豫算はどの位でございませう

○政府委員(大橋武夫君) 豫算と致しましては、只今の處全然確定致して居りませぬ、尙經費と致しましては、從來から此の關係の事業は一切終戦處理費を以て賄はれて居りましたのであります、將來人員の數、事務費の程度が確定しましたら、適當な財政的處置を執られることになつて居ります、併しなから、要するに現在の復興院、終戦連絡事務局、地方廳等に關係致して居ります事務關係の職員と終戦處理費として少拂つて居ります總額との合算額より、今度の公廳の職員費用と終戦處理費との合算額の方が多くなると云ふやうなことは、到底認められないことになりまして、之に依つて出来るだけ全體の國費を節約すると云

ふことが主眼になつて居ります

○委員長(伯爵後藤一藏君) 資料關係はどんなことになつて居りますか……それに御異議ございませぬか

○委員長(伯爵後藤一藏君) 御異議ないと認めます

○説明員(岡田秀男君) 是は速記を止めて戴いた方が宜いかと思ひます

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記を止めて下さい

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記を始めて、他に御質疑はございませぬか、ございませぬければ、討論に移りたいと思ひます、別に御發言がなければ、討論は終結したものと認めまして、採決に入ります、特別調達廳法案は衆議院の修正通り之を可決すべきものと決定致しまして御異議はございませぬでせうか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伯爵後藤一藏君) 御異議ないと認めます、それでは是にて本委員會は散會致します

午後三時三十六分散會
出席者左の如し
委員長 伯爵後藤 一藏君
副委員長 男爵内田 敏雄君
委員
侯爵東郷 彪君
侯爵大炊御門經輝君
伯爵金子 武賢君
子爵柳澤 光治君
子爵牧野 忠永君
男爵松田 正之君
男爵肝付 兼英君
中村藤兵衛君

竹中藤右衛門君
塩田 國平君
楠木 嘉郎君

國務大臣 田中 萬逸君

政府委員
戰災復興院總裁 阿部美樹志君
内閣事務官 大橋 武夫君
商工事務官 吉田二郎君

説明員
商工事務官 岡田 秀男君

昭和二十二年五月十四日印刷

昭和二十二年五月十五日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局